2021 年度　自治体キャラバン報告概要

2021 年 11 月 18 日

Ⅰ．新型コロナ感染拡大から住民のいのちと暮らしを守る施策について

★(1)自治体の職員を増員し、これまで以上に緊急時に住民の安全確保や救援にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。

★(2)国に対して特別定額給付金・持続化給付金の追加給付を強く要請してください。

・県町長会を通じて対策への要望を行っている。(中能登町)

・全国市長会を通じて、持続化給付金に限らずコロナ対策に係る支援要望を行っている。(白山市)

・市独自の支援対策を実施「プレミアム商品券」「新生児用品購入支援」「飲食店時短営業支援(県に上乗せ)」を実施。(野々市市)

★(3)新型コロナ感染拡大で明らかになったように医療体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国に働きかけてください。

・全国市町村長会を通じて「極めて遺憾である」と意見を申し上げている。(津幡町)

・全国自治体病院協議会等を通じて要望している。(珠洲市)

・宝達志水病院は新築移転時に 100 床から 70 床に減らしている。これを維持し急性期から回復期へ移行することを県に了承を得ている。(宝達志水町)

・すでに病院統合実施済み。(加賀市)

★(4)患者・利用者減による医療機関・介護事業所・保育所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填を国・石川県に求めてください。

・医療機関長会議で県へ要望した。機会があればさらに国県へ要望する。(津幡町)

Ⅱ．子育て支援について

★(1)生活困窮世帯と一般世帯の子どもの生活実態を明らかにする「子どもの生活実態調査」が加賀市、小松市、能美市、白山市、金沢市、津幡町で実施されました。今後も内灘町と宝達志水町での実施が見込まれています。貴自治体とし同趣旨の調査を実施してください。その調査を下に「対策計画」を策定し、対策を進めてください。教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」を自治体として実施してください。またNPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。

・「内灘町子どもの貧困対策に関する計画」策定のため実態調査 R2年に実施。(内灘町)

・「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」において貧困対策を盛り込んでいる。(白山市、他)

・昨年度「子どもの未来応援調査(子どもの貧困に関する調査)」を実施し、未来応援計画を策定した(宝達志水町)

・「保育料の大幅値下げ」「子育て応援ステーション開設」「子ども未来基金創設」「第 3 子以降誕生祝い金」「かがっ子応援プロジェクト」を毎年バージョンアップして実施。R2 年 4 月にアンケート調査から「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」を策定した(加賀市)

(2)石川県子どもの医療費助成制度について、①助成対象年齢を中卒まで拡大すること②1000 円の自己負担を廃止すること、③所得制限を廃止することを求める意見を上げてください。

・R 4 年 1 月より 1000 円の自己負担を廃止する検討中（内灘町）

・石川県の助成対象年齢が非常に低く、市町の財政負担大きいため要望しているところ（能登町）

★(3)小中学校の給食費を無料にしてください。当面、第二子以降の学校給食を無料にしてください。

・R2 年度より第 3 子以降の給食費無償化実施。R3 年度からは中学 3 年生も実施（羽咋市）

・H28 年度以降、第 2 子以降の給食費を無料化（中能登町）

・R4年度実施に向けて、対象範囲含め検討中（七尾市）

・完全無料化、第 2 子以降無料化を引き続き検討したい（能登町）

・中学 3 年生対象に無償化実施している（小松市）

・コロナ対策を踏まえて、多子世帯の給食費助成を実施（加賀市）

Ⅲ. 介護保険事業・予防事業・総合事業について

（1）介護保険料

①第 9 期介護保険事業計画を待たずに、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。課税層については、所得基準をさらに細分化するとともに、高額所得者については最高段階を引上げてください。

③非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充してください。当面、年収１５３万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除してください。

（2）介護利用料・補足給付について

★①介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度を創設・拡充をしてください。

・非課税世帯で要介護4もしくは5の方で在宅の方に月 6500 円相当のクーポン配布（能登町）

・「白山市在宅介護サービス費利用料助成事業」で在宅サービスの 30%助成（白山市）

★②補足給付の見直しで介護保険施設の居住費・食費補助が対象外となった方であっても、支払い能力がない人に対しては措置制度を活用して救済してください。

★③グループホーム（認知症対応型共同生活介護）、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）、小規模多機能型居宅介護の利用者についても部屋代・食事代を軽減する制度をつくってください。

④区分支給限度基準額について、一人暮らしの認知症の方など、一定の要件に該当する人については、単独事業として、引き上げを行い在宅生活を支えてください。

★（6）介護職員確保について

①県は 2025 年に向けた介護人材需給計画に関して、全国で唯一目標に到達する見込みであると報道で明らかにしていますが、市町としてどのようにお考えですか。

介護職員の確保をすすめるための施策の実施をしてください。

②「介護労働者の実態調査」を介護安定センターに準じた内容で実施してください。

③ 介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

④ 介護人材の不足を解消するため、自治体として大阪府茨木市、新潟県柏崎市のように、家賃補助や夜勤手当などを自治体として補助してください。

・町内事業所に対し、職員の現状等について調査を実施した（津幡町）

・すべての業種で人材確保が困難（輪島市、他）

・H30 年度から「介護職員就職奨励金制度」を開始。R4 年度に向けて見直し予定（穴水町）

・就業給付金制度を運用中。年 20 万円を 3 年間。無資格者は 10 万円。家賃補助は持ち家者が多く一律補助は考えられない。（能登町）

・第 8 期計画策定時に行った調査では職員配置が充分でないと半数以上が回答あり（小松市）

★（7）国に対して、介護保険制度への下記の意見をあげてください。

①国の調整交付金を介護保険とは別枠にして国の負担を介護給付費の 25%に引き上げること。

（町村会・市長会の国への意見の通り）

② 特養ホーム入所基準を元に戻すこと。

③ 補足給付（非課税世帯の人の食事・部屋代軽減）に関する政令を 2015 年以前に改めること

③ 介護従事者処遇加算を全額国庫負担方式に戻すこと。

Ⅳ. 高齢者医療・福祉の充実について

(1) 後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短期保険証は、発行しないでください。

(2) 東京都日の出町、石川県川北町のように、75 歳以上の高齢者医療費無料制度を実施してください。当面、後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の人の医療費負担を無料にしてください。

(3) 後期高齢者医療制度に加入しない 65～74 歳の障害がある人には障害者医療費助成制度を全額適用してください。

・R3 年 4 月より全額助成となり、合わせて現物給付となった（志賀町）

・今後の検討課題としたい（中能登町）

(4) 配食サービスは、最低毎日 1 回は実施し、事業所助成額を増やし、利用者の自己負担額を大幅に引き下げてください。

(5) 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を実施してください。

★①補聴器購入費助成制度を創設してください。

・加齢による聴力低下は認知症要因や社会的孤立、フレイルの要因になるため今後の検討課題（羽咋市）

・2018 年度より医療費控除の対象なったため情報提供したい（野々市市）

・80 歳の敬老記念品として「耳掛け集音器」を進呈（小松市）

★②高齢者の「熱中症の予防の実態調査」（猛暑の時、どのように過ごしているか等）を実施して対策を立てるようにしてください。そして福島県相馬市のように、65 歳以上の住民税非課税世帯の人にも、生活保護利用者に準じてエアコン購入費（買い換え費も）などの補助を行う仕組みを創設してください。

③高齢者や障害ある人には、公共交通機関利用料を無料・低額にする仕組みを創設してください。

④高齢者団体やサークルが健康予防活動、文化・趣味活動などを積極的に行うために、公的な集会場や会議室などの利用料金を減免する仕組みをつくってください。

・「こまつ100クラブ」認定団体に5万円助成（小松市）

⑤宅老所・街角サロンなど高齢者の「居場所」づくり（通いの場）への助成（家賃・光熱費助成など）を実施・抜本的に拡充してください。

・週 1 回以上の事業を行う団体に助成（白山市）

・ゆったりサロン事業の運営費助成（小松市）

⑥ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物、ゴミ出し（個別収集）、除雪など多様な生活支援の施策を充実してください。

⑦高齢者や障害ある人などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどを増車・増便してくださ

い。

・コミュニティバス「めぐーる」運賃を無料化している。70 歳以上、65 歳以上免許返納者、障害手帳等（白山市）

・無料のコミュニティバス、定額デマンドタクシー運行。透析通院などは「外出支援サービス（片道 500 円、町内 300 円）」を実施（宝達志水町）

・フリー乗車券「らく賃パスポート」販売、障害者はバスやタクシー割引あり（小松市）

★⑧ 後期高齢者の医療費 2 割負担を実施しないよう国に意見をあげてください。

・広域連合が国へ窓口負担の現状維持を要望してきたので、町独自では要望しない（内灘町）

・町会長等を通じた意見書の提出を検討する（津幡町）

⑨ 災害から、住民のいのちと安全を守るために、避難準備・避難勧告時に要介護高齢者・障がいある人、認知症高齢者の皆さんの移動・移送体制（担当者の明確化）、支援体制の確立、避難所の内容の充実〔ベットやトイレ、冷暖房、プライバシー確保（避難用テントの整備）、車椅子等々〕してください。

★⑩ 介護費用負担軽減のため特別障害者手当の対象となりうる方への要介護 4.5 認定者本人及び家族に制度を周知してください。

・要介護判定の結果通知の際に周知していく（羽咋市）

・広報誌やホームページで周知している（輪島市）

・ホームページやケアマネ通じて周知している（能登町）

Ⅴ．障害者控除認定制度について

(1) 介護認定者・家族に①障害者控除認定制度とはどのような制度か、②障害者控除認定制度の認定を受けると「所得 125 万円（65 歳以上の場合、年金収入 245 万円まで）は住民税非課税となる」こと「住民税非課税となると医療や介護の負担が軽減されるケースが多くなる」ことを知らせてください。

★(2) かほく市・宝達志水町・羽咋市・津幡町・内灘町のように、貴自治体の基準に基づく「障害者控除対象該当者」に申請があったものとみなして「障害者控除認定書」を送付してください。

(3) 上記が実施できない場合でも、貴自治体の基準に基づく「障害者控除対象該当者」全員に、「制度のＱ＆Ａ」と「障害者控除対象者認定申請書」を送付してください。

Ⅵ．国民健康保険制度の改善について

１．保険料（税）について

(1) 保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料（税）に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

★(2) 2022 年 4 月より、国による就学前の子どもの減免（半額）が実施されます。国の制度に上乗せして 18 歳までの子どもの均等割を全額免除してください。

(3) 国保料（税）の減免制度を活用できるよう改善してください。具体的には、①障害世帯減免、②多人数世帯減免、③一人親世帯減免、④寡婦世帯減免、⑤高齢世帯減免、⑥低所得世帯減免（前年所得が生活保護基準額の 1．3 倍以下の世帯）等の減免制度を設けてください。

★(4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてくださ

い。コロナ特例減免の適用要件について、前年収入をコロナ以前の 2019 年または、2020 年より 3 割以上減少した場合としてください。

Ⅶ. 障害がある人の施策の充実について

★(1)精神保健手帳 2 級者を心身障害者医療費助成制度の対象にしてください。（三障害同等）

・引き続き県へ要望します（羽咋市）

・県の補助事業であることが必要（穴水町、野々市市）

・近年増加傾向にあるが市独自では実施できない（小松市）

Ⅸ. 健診事業・健康づくり事業の推進について

★(1)住民健診・特定健診の受診率を抜本的に引き上げてください。

★(2)ガン検診の受診率を大幅に引き上げてください。

(3)特定健診は国基準だけでなく、さらに充実させてください。70 歳になると健診項目を減らすことは実施しないでください、費用は無料とするとともに住民が受診しやすいものとしてください。

(4)がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料にしてください。

(5)歯周疾患検診については、年 1 回無料で受けられるようにしてください。少なくとも 40・50・60・70 歳の検診は必ず実施してください。

★(6)保健所や保健センターの拡充と保健師等スタッフを増員してください。また、歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

(7)産婦健診の助成対象回数が 1 回の市町村は 2 回に拡充してください。妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

(8)WHO が認定した「ゲーム依存症」、とりわけ子どもの「ゲーム依存症」対策を検討してください。

以上